

相談票添付書類

- ・ 下表において『○』の付いた書類を揃え、建築開発課開発指導担当に提出してください。
- ・ 添付書類は写し（コピー）で構いません。
- ・ 相談票の回答は、相談票を提出してから1～2週間程度かかります。

事業の種類 添付書類		市街化区域内における開発行為	市街化調整区域内における自己居住用の住宅以外の開発行為	市街化調整区域内の専用住宅の建て替え	市街化調整区域内の専用住宅以外の建て替え
1	相談票	○	○	○	○
2	案内図	○	○	○	○
3	土地登記事項証明書 ¹ (6ヶ月以内に発行されたもの)	○	○	○	○
4	公図 ¹ (3ヶ月以内に発行されたもの)	○	○	○	○
5	建物登記事項証明書 ¹ (6ヶ月以内に発行されたもの)			○	○
6	建築確認			○	○
7	50戸連たん図 ² (既存の集落内の確認)		○ (法第34条第1号に該当する建築物を建築する場合に添付)		
8	土地利用計画平面図 ³	○ ※宅地分譲の場合は、区画割計画が分かること			
9	計画建築物の平面図、立面図 ³	○	○	○ (二世帯住宅に建て替えようとする場合に添付)	○

¹ 土地登記事項証明書、建物登記事項証明書及び公図は、さいたま地方法務局鴻巣出張所において有料で取得できます。

² 50戸連たん図は、縮尺1/2,500の白地図を使用して作成してください。縮尺1/2,500の白地図は、都市計画課において有料で取得できます。既存の集落内であるためには、建築物の存する敷地間の距離がおおむね50メートル以内の間隔で50以上連たんしている必要があります。

³ 土地利用計画平面図及び計画建築物の平面図、立面図の添付は、用意できる範囲でお願いします。